
「物品・委託等」及び「設計・測量等」の履行実績について【特定調達契約用】

資格区分「物品・委託等」及び「設計・測量等」に申請を行うには、登録希望種目ごとの履行実績の入力及びその履行実績を証明する書類の提出が必要です。過去7年間で履行された同種目の履行実績がない場合は、当該種目の登録はできませんので、御注意ください。

<<注意事項>>

- ◆ 履行実績として認められる契約は、以下のいずれかに該当する案件です。
 - ・ 申請日の属する月の前月の末日から過去7年間に履行が完了した契約
 - ・ 委託、不用品買受、賃貸、電力、その他の業務、設計・測量等（種目コード054及び301から908まで）の種目で、申請日の属する月の前月の末日までの契約期間が6か月以上となる現在履行中の契約

- ◆ 履行実績を証明する書類として、契約書又はテクリスの写し（以下、「契約書等」という。）を提出してください。なお、契約書等がない場合には、次ページの【表1】「履行実績を証明する書類一覧」のとおり、書類を提出してください。

- ◆ 履行実績を証明する書類は、件名、契約の相手方、契約金額、登録希望種目の実績であることがわかるものの写しを提出してください（契約書の場合、該当ページのみのコピーで可）。日本語以外で記載された契約書は、日本語に翻訳したものを添付してください。なお、電話による問い合わせや追加の資料の提出をお願いすることがあります。

- ◆ 登録希望種目ごとに、各種目1件の履行実績が必要となります。
一つの契約書等に複数の物品等の記載がある場合は、登録希望種目に該当する物品等をマーカー等で示してください。

- ◆ 履行実績を証明する書類において件名が特定できない契約を履行実績として申請する場合は、登録希望種目に該当する主たる物品名又は業務名を件名に入力してください。

- ◆ 「工事」の登録にあっても、工事の施工実績の入力とその実績を証明する書類の提出が必要ですが、「物品・委託等」及び「設計・測量等」の履行実績とは取扱いが異なりますので御注意ください。

【表 1】 履行実績を証明する書類一覧

	1. 横浜市との履行実績	2. その他の相手方との履行実績
物品・委託等	<p><u>契約書の写し</u></p> <p>(ない場合) 請書、納品書、請求書、領収書等の写し</p>	<p><u>契約書の写し</u></p> <p>(ない場合) ①請書、納品書、請求書、領収書等の写し ②振込が確認できる書類(通帳の写し等) ※原則①と②両方の提出が必要</p>
設計・測量等	<p><u>契約書またはテクリスの写し</u></p> <p>(ない場合) 請書、納品書、請求書、領収書等の写し</p>	<p><u>契約書またはテクリスの写し</u></p> <p>(ない場合) ①請書、納品書、請求書、領収書等の写し ②振込が確認できる書類(通帳の写し等) ※原則①と②両方の提出が必要</p>

履行実績の審査についてのQ&A

- 1 契約書がない場合の提出書類には、「請書・請求書・納品書・領収書等」とありますが、注文書でもよいですか。
- 2 単価契約の案件を履行実績として申請する場合、契約単価と実際の売上高のどちらの金額で入力すればよいですか。また、提出書類は契約書だけでよいですか。
- 3 契約書がない場合の提出書類は、検収書でもよいですか。
- 4 分割払いの場合、通帳の写し等は契約期間中の分すべて必要ですか。
- 5 振込みが確認できる書類は、合算されたものでもよいですか。
- 6 一つの案件を実績として2種目に申請したい場合、契約金額の欄はどのように入力したらよいですか。
- 7 契約書の件名が、具体的な品名や業務内容ではないものになっている場合は、どうしたらよいですか。
- 8 個人相手の事業を行っており、民間企業や自治体との委託契約等はありません。この場合、履行実績がないので登録できないのでしょうか。
- 9 入力する実績は官公庁と民間のどちらとの契約がよいですか。また、できるだけ金額が大きいものを入力したほうがよいですか。
- 10 協定を履行実績として入力してもよいですか。
- 11 委託の種目実績について、種目A の実績として種目B で発注している契約を登録してもよいですか。

1 契約書がない場合の提出書類には、「請求書・請求書・納品書・領収書等」とありますが、注文書でもよいですか。

件名、契約の相手方、契約金額、登録希望種目の履行済みの実績であることが判断できるもの（振り込みが確認できる書類との組み合わせで判断できるものも含まれます）であれば、請求書・請求書・納品書・領収書等と同等の提出書類として提出可能です。

ただし、請求書・請求書・納品書・領収書等を提出される場合は、合わせて振込が確認できる書類（通帳の写し等）の提出が必要です。 ※詳しくは上記の表をご参照ください。例外として、注文書及び注文請求書をご提出いただける場合は、契約書と同等の提出書類と判断しますので、振込が確認できる書類（通帳の写し等）は不要です。

2 単価契約の案件を履行実績として申請する場合、契約単価と実際の売上高のどちらの金額で入力すればよいですか。また、提出書類は契約書だけでよいですか。

どちらでご入力いただいても構いません。提出書類等については、下記をご参照ください。

【契約単価を入力する場合】

件名、契約の相手方、契約金額（単価）、履行済みの実績であることが確認できれば、契約書以外の提出書類は不要です。また、入力する件名の最後に（単価）と入力してください（入力がない場合は、審査担当が入力させていただきます）。

例：「〇〇の購入（単価）」「〇〇の業務（単価）」

なお、単価が千円未満の場合は、契約金額は「1千円」と入力してください。

【売上高を入力する場合】

契約書には単価のみが記載されており、実際の売上高が判断できないので、契約書のほかに請求書など売上高の総額が確認できる書類を提出してください。

3 契約書がない場合の提出書類は、検収書でもよいですか。

件名、契約の相手方、契約金額、登録希望種目の履行済みの実績であることが判断できるもの（振り込みが確認できる書類との組み合わせで判断できるものも含まれます）であれば、請求書・請求書・納品書・領収書等と同等の提出書類として提出可能です。

ただし、請求書・請求書・納品書・領収書等を提出される場合は、合わせて振込が確認できる書類（通帳の写し等）の提出が必要です。 ※詳しくは上記の表をご参照ください。

例外として、注文書及び注文請求書をご提出いただける場合は、契約書と同等の提出書類と判断しますので、振込が確認できる書類（通帳の写し等）は不要です。

4 振込みが確認できる書類は、合算されたものでもよいですか。

申請上の金額より低くなければ、合算で構いません。

5 分割払いの場合、通帳の写し等は契約期間中の分すべて必要ですか

直近のものなど、1回分の写しを出していただければ、すべての支払いについての書類を揃えていただく必要はありません。通帳の写し等の該当部分にマーカー等で印をつけていただき、欄外に分割払いの回数を記載してください。

	<p>一つの案件を実績として2種目に申請したい場合、契約金額の欄はどのように入力したらよいですか。</p>
6	<p>それぞれに、契約書等に記載されている契約金額（総額）を入力してください。ただし、いずれの種目の内容も含まれることが件名や内訳欄等から確認できる書類をご提出ください。該当部分にはマーカー等で線を引き、横に登録希望種目の種目コードを記入してください。</p>
	<p>契約書の件名が、具体的な品名や業務内容ではないものになっている場合は、どうしたらよいですか。</p>
7	<p>主たる品名や業務内容を件名にして申請してください。一つの契約書に複数の物品等の記載がある場合には、登録希望種目に該当する物品等にマーカー等で線を引き、横に登録希望種目の種目コードを記入してください。</p>
	<p>個人相手の事業を行っており、民間企業や自治体との委託契約等を行っていません。この場合、履行実績がないので登録できないのでしょうか。</p>
8	<p>個人を契約の相手方とする契約も、履行実績として認めています。</p>
	<p>入力する実績は官公庁と民間のどちらとの契約がよいですか。また、できるだけ金額が大きいものを入力したほうがよいですか。</p>
9	<p>いずれの契約でも問題ありません。主となる契約実績を入力してください。また、金額についても特に決まりはありません。</p>
	<p>協定を履行実績として入力してもよいですか。</p>
10	<p>件名、契約の相手方、契約金額、登録希望種目の履行済みの実績であることが判断できるもの（振り込みが確認できる書類との組み合わせで判断できるものも含みます）であれば、協定も履行実績として認めます。</p>
	<p>委託の種目実績について、種目A の実績として種目B で発注している契約を登録してもよいですか。</p>
11	<p>委託契約の中には、複数の種目にまたがる内容を一括して発注するものもあるため、内容によって判断をさせていただきます。件名で判断がつかない場合は内訳書や仕様書を見て判断させていただきますので、希望する種目の業務が含まれていることがわかる部分の写しも併せてお送りください。</p>